

第32回学長選考会議議事要旨

日時：平成24年11月19日（月）10時30分～12時25分

場所：事務局1号館4階 特別大会議室

出席者：浅原、鎌田、下村、白神、益田、山下、山本、古賀、中田、田中、岩田、坂井田、堀
13名

欠席者：福田、根ヶ山、山田
3名

議 題

1 議事要旨の確認について

議長から、第31回学長選考会議議事要旨の確認があり、議題2「各検討事項について(5)学長の任期について」の意見の概要③について、「学長の任期は、原則4年再任なしとするが、任期中の大学改革の実績が顕著であり、学長選考会議が引き続き任期を延長することが望ましいと判断した場合には、最大2年間の任期延長を行うことができるようにしてはどうか。」に修正することで承認された。

2 各検討事項について

最初に、総務部長から、資料1に基づき、これまでの検討状況について説明があった。

引き続き、議長から、各検討事項について、資料1及び資料2に基づき諮られ、審議の結果、以下のとおりとすることとした。

(1) 学長の資格について

学長の資格について、資料2に基づき、学長選考規則第4条（選考の基準）の条文の整理を行った旨説明があり、審議の結果、「明確な将来構想の実現に向けて」を「明確な将来構想を持ち、その実現に向けて」に修正することで承認された。

(2) 意向投票の在り方について

意向投票の在り方について、田中委員から、10月2日に開催された学内委員による意見交換会において、意向投票権者の範囲は変更しないこと及び意向投票の位置付けを投票権者に周知することとなった旨報告があった後、次のような意見交換が行われ、議長から、「意向投票」という名称を「意向調査」に変更すること、及び意向投票権者の範囲は変更しないこととする旨提案があり、審議の結果、承認された。

また、「意向調査」への名称変更に伴い、学長選考関連規則中の「投票権者」を「意向調査対象者」へ変更することとなった。

なお、学長選考規則における意向調査に係る規定について、意向調査の実施に関する事項は学長選考規則から削除し、細則の中に規定することになった。

（意見交換の概要）

- ① 学長候補者の決定は、所信表明の内容並びに意向投票及び面接の結果を総合的に審議した上で行うことになったため、意向投票における投票結果の分析まで行う必要はないのではないか。
- ② 意向投票の結果が学長候補者の決定につながるものではないため、「意向投票」よりも「意向調査」という名称の方が相応しいのではないか。
- ③ 投票権者の範囲について、投票権の現所有者を投票権者の範囲から除外することは難しいため、現行の範囲のままで「意向調査」を行うことにしてはどうか。
- ④ 学長選考規則において、意向投票が重視されるように規定されているため、規則に修正を加えてはどうか。
- ⑤ 法人化前の投票権者の範囲から法人化後の投票権者の範囲に変更したことで、学長選考にどのような変化が生じたかを考察するために、投票権者の範囲を変更した際の経緯を確認してはどうか。

(3) 学長候補適任者の選出について

学長候補適任者の選出について、意向調査及び面接の実施前に「学長候補適任者」の名称を使用することは適当ではないため、「学長候補適任者」の名称を「学長選考候補者」に変更することで承認された。

(4) 学長の任期について

学長の任期について、次のような意見交換が行われ、学長の任期に関する各委員の意見を集約した上で、今回の会議において検討を行うことになった。

(意見交換の概要)

- ① 学長の任期は、原則4年で再任なしとし、任期中の大学改革の実績が顕著であり、学長選考会議が引き続き任期を延長することが望ましいと判断した場合には、最大2年間の任期の延長を行うことができるようにしてはどうか。
- ② 任期中の大学改革の実績を学長選考会議が評価し、学長の任期延長を判断する場合、任期中に学長選考会議委員の交代があるため、一貫性を持った評価を行うことが難しいのではないか。
- ③ 学長選考会議が任期を延長することを判断した場合であっても、意向調査を実施する必要があるのではないか。
- ④ 任期4年、再任4年の現行制度になってから間もないため、現行制度のままもうしばらく様子を見てもよいのではないか。
- ⑤ 再任も含め8年の任期は長すぎ、再任も含めた任期を6年とすることが適切ではないか。
- ⑥ 任期中に顕著な大学改革の実績を上げた者は、引き続き大学改革を行うことについて支持されると考えられるため、現行の任期4年、再任4年でもよいのではないか。
- ⑦ 大学改革の断行に好意を持たない者は、学長の再任を積極的に支持するとは考えられないため、大学改革に熱心な学長ほど、再任が難しくなることが懸念される。
- ⑧ 任期4年、再任2年にした場合、再任後の2年間では大学改革が中途半端な状態で終わることが懸念され、任期4年、再任4年の方が適当なのではないか。
- ⑨ 中期目標期間との関係に固執せず、任期4年、再任4年としてよいのではないか。
- ⑩ 任期4年、再任2年にした場合、再任が決定した時点で、すぐに次期学長選考に向けた検討を行わねばならず、学長選考の際に生じた問題点及び課題を整理し、改善に向けた検討を行うための時間が十分に確保できないことが懸念されるため、任期6年、再任なしとすることの方が適切ではないか。
- ⑪ 再任ありにした場合、再任のための学長選考が近づいてくると、大学改革の手が緩むことが懸念されるため、任期6年、再任なしとすることが適切ではないか。
- ⑫ 6年の任期では大学改革がスローペースになることが懸念されるため、最初の任期は4年にすべきではないか。

(5) 学長選考会議の組織について

学長選考会議の組織について、資料2に基づき、学長選考会議規則第3条(組織)に、学長選考会議の委員が学長候補者の選考の対象となった場合には、学長選考会議委員を辞任しなければならない旨の規定を加えることについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

3 その他

学長候補者決定の公示について、学外に対しても公表するものであるため、学長選考規則現11条(学長候補者の決定)から「本法人の構成員に」を削るべきではないかとの意見があり、修正することとなった。

【配付資料】

- 第31回学長選考会議議事要旨(案)
- 資料1 検討結果の一覧表
- 資料2 学長選考関連規則の改正案